

しごとに関する補助金

町内産業の振興、雇用の促進及び定住促進に寄与することを目的として、発展性をもって町内で起業する新規創業者に対して補助金を交付します。制度を利用されるにあたって、助成の条件がありますので、担当課に必ずお問い合わせください。

仁淀川町役場各担当課

企画振興課:35-1082
農林課 :35-1083

企画振興課

創業支援事業費補助金

- ①町内に事務所を設置し、または設置しようとしている者
- ②町内に住所を有する者
- ③計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を起業する者

起業するうえで必要な経費

8/10（上限100万円）

※ただし、事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

UIターン者

8/10（上限200万円）

農林課

新規就農推進事業費補助

新規就農希望者に対する就農前から営農開始に至るまでの実践研修への補助就農に対し意欲があり次の要件に当てはまる方

- ①研修開始時に65歳未満
- ②仁淀川町に住んでいる
- ③研修終了後に仁淀川町で就農するなど

研修期間（1～2年）

- ①研修者への手当 上限150,000円/月
- ②受入農家への支援 上限 50,000円/月

企画振興課

地域おこし協力隊

集落の活性化等における新たな展開を目指し、次のとおり地域おこし協力隊を募集します。

○募集人員

- ・茶業振興支援（3名）
- ・フリーミッション（1名）

※詳細はこちらよりご確認ください。

地域おこし協力隊募集要項

（リンクが開きます）



農林課

林業研修生

決して楽な仕事ではありません。

つねに安全第一、緊張感をもって作業しなければなりません。

しかし、技術を身につければ山の豊かさ、暮らしの豊かさを担う一人として活躍できます。仁淀川町では自然と向き合い、仲間と向き合う、林業就業の場を設けました。木を伐り、木を育て、山を守ること。

それはまた清流・仁淀川を守ることにもつながります。一生モノのやりがいのある生業を手には、仁淀川町でくらしませんか？

※詳細はこちらよりご確認ください。

林業研修生

（リンクが開きます）

